

平成30年4月1日から

『大月市立地適正化計画』に基づいて事前届出制度が始まります！

具体的には、立地適正化計画区域（都市計画区域）内で

居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外では、

以下に示す“開発行為・建築等行為”を行う場合、『届出』が必要になります。

※届出は、開発行為等を行う30日前までが期限です。

【居住誘導区域外への開発行為、建築等行為】（都市再生特別措置法第88条）

✓ 居住誘導区域外における住宅開発等の動き、都市機能誘導区域外における誘導施設の動きを把握するための制度であり、以下の基準が定められます。

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  届

800㎡
2戸の開発行為  不要

建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅とする場合

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

【都市機能誘導区域外への開発行為、建築等行為】（都市再生特別措置法第108条）

✓ 誘導施設である用途の建築物を建築する場合は、届出が必要です。ただし、都市機能誘導区域内で誘導施設を建築する場合は、届出は不要です。

都市機能誘導区域の内外での届出

必要・不要のイメージ

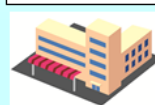
立地適正化計画区域（都市計画区域）

居住誘導区域

都市機能誘導区域

誘導施設：商業施設

届出不要



商業施設

届出必要



商業施設

届出必要



開発行為

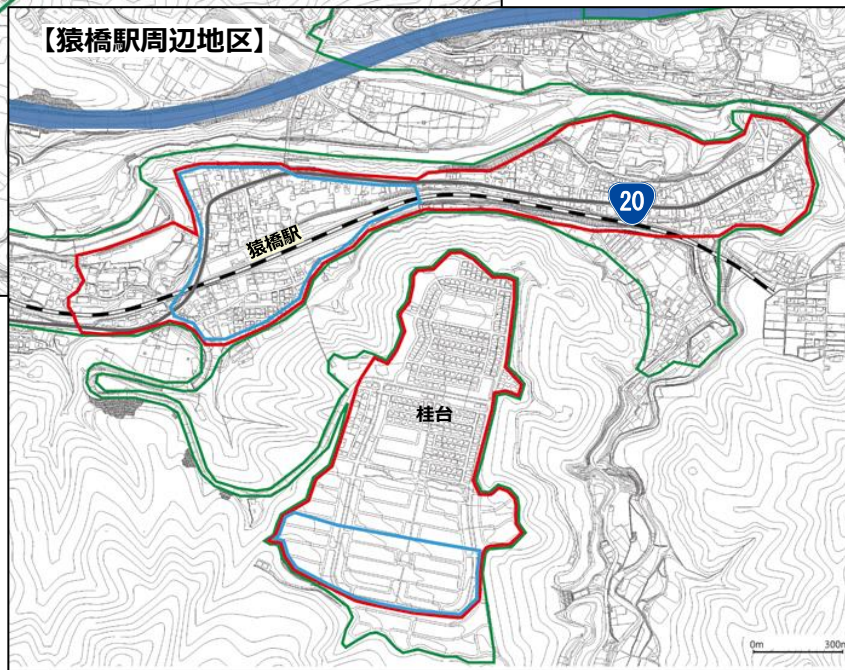
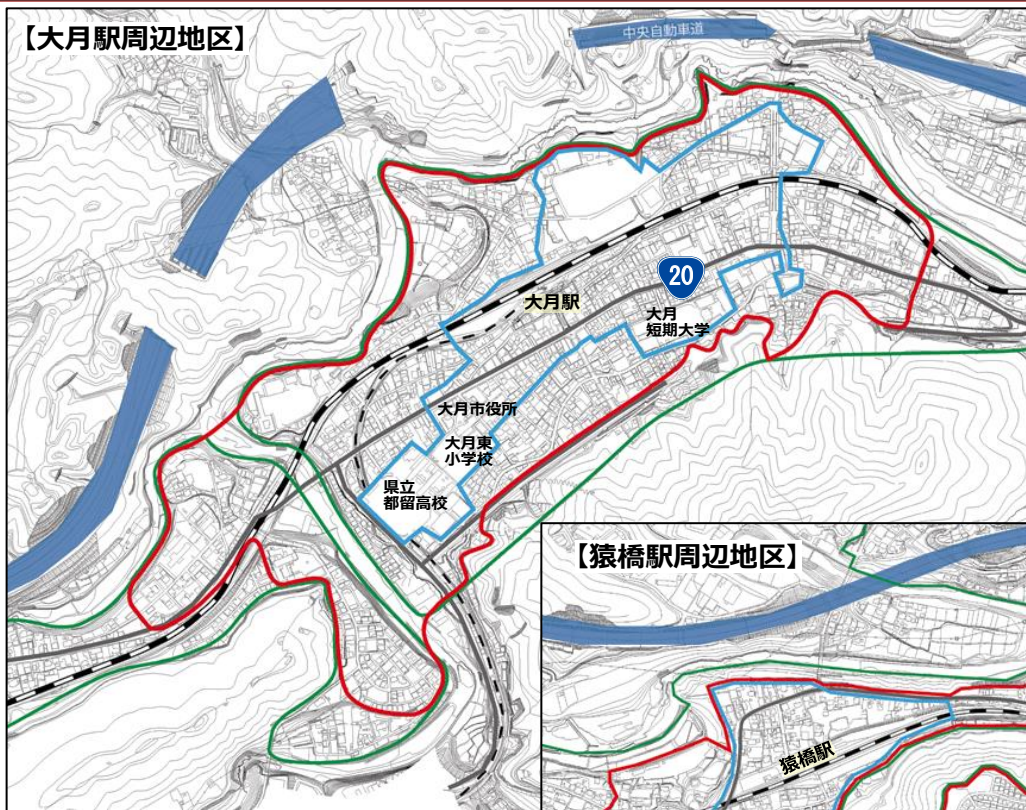
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設は、裏面をご覧ください。

【大月駅周辺と猿橋駅周辺の居住誘導区域と都市機能誘導区域】



凡例	
—	用途地域界
—	居住誘導区域
—	都市機能誘導区域

都市機能誘導施設の内容

都市機能分野	大月駅周辺	猿橋駅周辺
行政機能	◆本庁舎	◆出張所・公民館
介護・福祉機能	◆コミュニティサロン（カフェ）	◆コミュニティサロン（カフェ） ◆高齢者福祉関連施設
子育て機能	◆子ども関連施設（幼稚園、保育園、一時預かり施設）	◆子ども関連施設（幼稚園、保育園、一時預かり施設）
商業機能	◆中心的商業施設（大規模小売店舗）	◆賑わい施設（スーパーマーケット、観光案内施設）
医療機能	◆診療所、薬局	◆診療所、薬局
地域振興機能	◆地域交流施設（宿泊・温浴施設、観光物産館）	—
教育・文化機能	◆文化ホール・図書館	—

【お問い合わせ】 大月市 総務部 まちづくり創生課（花咲庁舎）
 電話番号：0554-20-1831（直通） ファックス：0554-20-1533
 メールアドレス：machizukuri-19206@city.otsuki.lg.jp